

秋晴れがすがすがしい
ある日の午後。「はい、
こちら企業の労働110番
番です」。立て続けに鳴
る110番の着信コール
の中に、とある建設会社
の業務課長さんからの電

く軽減した。20名いる他の
社員との賃金格差が多く、不満の声が出ている。
来月から就業規則を改訂
し、営業手当を2万円に
引き下げたい」との内容
でした。

うわけではありません。
労働者の既得権を奪う
労働条件の不利益変更は、
労働者の一人でも不満を
争いとなり、実際これを
訴えた場合は、民事上の
無効とし不利益分の支払
いを命じた裁判例が数多
くあります。

このため、個別労働紛

がいる企業では、労働者
全員の同意が必要となる
と、就業規則の変更が不
可能となります。

そこで、労働契約法は、
「使用者が就業規則を変
更し労働条件を変更する
場合、変更後の就業規則
を労働者に周知し、かつ、
就業規則の変更が合理的
なものであれば、労



争の予防、解決のため、
労働契約の民事的なル
ルをまとめた、平成20
年施行の労働契約法は、

月額40万円の営業社員
の賃金が、営業手当の減
額により34万円となる
②労働条件の変更の必

要性
営業社員の業務内容が
変化し、社員間の賃金格
差が大きい
③変更後の就業規則の
内容の相当性
来月からいきなり営業

手当を減額し、不利益に
対する緩和措置、代償措
置がない
④労働組合等との交渉
の状況

実際の合理性の判断は
裁判所が行いますが、労
使紛争となつた場合、営
業手当の減額が無効とさ
れる恐れがあり、十分に
労働者と協議、調整を行
います。

ご相談のケースで
すが、労働条件の不
利益変更についての
合理性の判断要素で
①労働者の受ける
不利益の程度

最近の労働トラブルは、
法令のみならず民事上の
配慮がなければ防ぐこと
ができません。

こちら企業の 労働110番です

(社)名北労働基準協会 理事・事務局長
特定社会保険労務士・RSTトレーナー 市之瀬 高司

労働条件の不利益変更

話があつた。
「2名いる営業社員に、
月8万円の営業手当を支
払ってきた。しかし、最
近は業績も伸び営業社員
の仕事も、顧客獲得から
受注先との調整が中心と
なり、業務の負荷も著し

法は労働者保護のため、
労働者の労働条件を定め
る、労働法令の中では最
も重要な法律です。しか
し、その条件は最低限必
要なもので、これを守つ
たからといって、労働ト
ラブルが発生しないとい
い」としています。

「使用者は労働者と合意
せず就業規則を変更し、
労働者の不利益に労働契
約の内容となる労働条件
を変更することはできな
い」としています。

月額40万円の営業社員
の賃金が、営業手当の減
額により34万円となる
②労働条件の変更の必

要性
労働に関するご相談は
『企業の労働110番
電話(052)961-
7110』まで、ご相談
ください。